

# 第1部 総則

第1章 総則  
第2章 基本方針



## 第1章 総則

### 第1節 目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、宮古島市の防災対策に関し、概ね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期するものである。

- 1 宮古島市の防災対策に関する指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに市民等の責務
- 2 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄、防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧・復興に関する計画
- 5 その他の必要な事項

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。

(1) 第1部 総則

本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項

(2) 第2部 災害予防計画

地震・津波対策及び風水害等対策に関する予防計画

(3) 第3部 災害応急対策計画

地震・津波、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む。）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する応急対策計画

(4) 第4部 災害復旧・復興計画

地震・津波対策、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む。）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する復旧・復興計画

(5) 第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画

(6) 参考資料

各編に関係する資料・様式

参考資料 4-1 宮古島市防災会議条例

参考資料 4-2 宮古島市防災会議委員名簿

参考資料 4-3 宮古島市防災会議運営要綱

## 第2節 用語

---

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 基本法：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法：災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 市防災計画：宮古島市地域防災計画をいう。
- 4 市本部：宮古島市災害対策本部をいう。
- 5 本部長：宮古島市災害対策本部長をいう。
- 6 県防災計画：沖縄県地域防災計画をいう。
- 7 県本部：沖縄県災害対策本部をいう。
- 8 県本部長：沖縄県災害対策本部長をいう。
- 9 県地方本部：沖縄県宮古地方本部をいう。
- 10 県地方本部長：沖縄県宮古地方本部長をいう。
- 11 県医療本部：沖縄県災害医療本部をいう。
- 12 県地域医療本部：沖縄県地域災害医療本部をいう。

## 第3節 市の概況

---

### 1 自然的条件

#### (1) 位置と地勢

宮古島市は、北緯24° 48′、東経125° 17′（市役所）に位置し、石垣島の東北約130キロ圏域、沖縄本島（那覇市）の南西290キロ圏域にある。

市の総面積は204.27km<sup>2</sup>で、大小6つの島（宮古島、池間島、大神島、伊良部島、下地島、来間島）からなり、平成27年に伊良部大橋が開通し、大神島を除き5つの島が橋梁で結ばれた。そのうち宮古島が158.93km<sup>2</sup>で最も大きく、総面積の約70%を占めている。

#### (2) 地形・地質

地形は、山岳部は少なく最も高い地点の標高は113mとなっており、大きな河川・湖沼などもなく、全体的に概ね平坦で低い台地状を呈している。

地質は、ほとんど隆起サンゴ礁を母岩とする琉球石灰岩からなり、砂岩と沈泥状の泥板岩が重なり合ったブロックで形成されている。

土壌は島尻マージの他、一部にジャーガル、沖積土壌が見られ、弱アルカリ性又は中性で粘土とロームを含み、石灰岩の混入した石質粘土やその他数種の粘土が広範囲に分布している。

#### (3) 気象

宮古島地方は、高温多湿な亜熱帯海洋性気候に属し、四季を通して暖かい気候で、年平均気温は摂氏23.6℃、年平均湿度の平年値は77%、年間降水量の平年値は2021.0mm、平均風速は4.7m/sとなっている。

5月上旬ごろから6月下旬までは梅雨期で、年降水量のおよそ20%がこの時期に降り、梅雨が明けると本格的な夏が訪れ、夏から秋は台風シーズンで、特に8～9月ごろに接近する傾向がある。昭和34年9月15日の宮古島台風（サラ）は、日最低海面気圧908.1hPaで、全国で歴代2位を記録。昭和41年9月5日の第2宮古島台風（コラ）は、最大瞬間風速85.3m/sで、全国で第1位を記録している。さらに、昭和43年9月22日の第3宮古島台風（デラ）は、最大瞬間風速79.8m/sで、全国で歴代4位を記録している。

近年では、平成15年9月10日に台風第14号（マエミー）が接近し、10日17時頃から11日17時頃にかけて約24時間暴風域に入り、11日3時00分に最大風速38.4m/s、11日3時12分に最大瞬間風速74.1m/s（沖縄県内で歴代5位、全国で歴代8位）、11日4時12分に日最低海面気圧912.0hPa（沖縄県内で歴代2位、全国で歴代4位）を観測した。

※ 降水量や風速は、宮古島地方気象台での観測値である。

第1部 総則 第1章 総則

宮古島市における主な気象要素の平年値（年・月ごとの値）

要素	気温 (°C)			降水量 (mm)	相対湿度 (%)	風向・風速 (m/s)		日照時間 (時間)
	平均	最高	最低			平均風速	最多風向	
統計期間	1981 ～ 2010							
1月	18.0	20.4	16.0	130.8	72	4.9	北北東	86.4
2月	18.3	20.9	16.2	141.3	75	4.9	北北東	82.6
3月	20.0	22.7	17.7	137.8	77	4.6	北北東	112.0
4月	22.4	25.1	20.2	160.3	80	4.4	北東	123.2
5月	24.8	27.5	22.7	207.7	82	4.1	南	151.1
6月	27.2	29.9	25.2	185.5	84	4.5	南南西	191.9
7月	28.7	31.6	26.6	130.8	80	4.4	南南西	246.7
8月	28.5	31.2	26.3	262.5	80	4.3	南	220.5
9月	27.4	30.0	25.3	230.0	79	4.6	北東	184.6
10月	25.4	27.8	23.6	156.2	75	5.2	北東	153.8
11月	22.7	25.0	20.8	146.9	73	5.4	北東	112.0
12月	19.7	22.0	17.8	131.3	70	5.2	北北東	101.3
年	23.6	26.2	21.6	2021.0	77	4.7	北東	1766.2

宮古島市における観測史上1～5位の値

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日最低海面気圧 (hPa)	908.1 (1959/ 9/15)	912.0 (2003/ 9/11)	928.9 (1966/ 9/ 5)	934.1 (1956/ 8/ 1)	940.5 (2019/9/5)	1938/ 1 2019/10
日降水量(mm)	452.0 (2017/9/13)	401.9 (1955/10/18)	340.4 (1949/ 7/30)	331.7 (1942/ 6/23)	322.0 (1985/ 8/16)	1938/ 1 2019/10
日最大10分間 降水量(mm)	33.0 (1968/ 6/ 9)	31.2 (1951/ 4/ 3)	30.0 (2016/1/17)	30.0 (1970/ 4/19)	27.5 (1980/ 4/20)	1940/ 1 2019/10
日最大1時間 降水量(mm)	138.0 (1970/ 4/19)	112.5 (1970/ 4/18)	106.0 (1938/ 4/20)	100.2 (1955/10/18)	95.5 (1996/ 5/31)	1938/ 1 2019/10
月最大24時間 降水量(mm)	477.5 (2017/9/13)	467.6 (1955/10/18)	417.5 (1985/ 8/16)	402.5 (2003/ 9/11)	318.3 (1949/ 7/30)	1971/ 1 2019/10
年降水量の 多い方から(mm)	3242.8 (1966)	3003.6 (1951)	2981.6 (1959)	2963.2 (1955)	2934.0 (1985)	1938年 2019年
日最大風速・風向 (m/s)	北東 60.8 (1966/ 9/ 5)	北東 54.3 (1968/ 9/23)	北東 54.0 (1968/ 9/22)	南西 53.0 (1959/ 9/15)	西 47.5 (1957/ 9/25)	1938/ 1 2019/10
日最大瞬間 風速・風向(m/s)	北東 85.3 (1966/ 9/ 5)	北東 79.8 (1968/ 9/22)	北北東 78.0 (1968/ 9/23)	北 74.1 (2003/ 9/11)	北北東 70.0 (1950/ 6/23)	1938/ 1 2019/10

(宮古島地方気象台での観測値、2019年10月現在)

## 2 社会的条件

### (1) 人口

本市は、平成17年10月1日の市町村合併（平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町）により誕生した。人口は、平成27年国勢調査によると、51,186人となっている。これは、前回（平成22年）調査時の52,039人に比べ853人、1.64%減少となっており、県内でもっとも人口減少数の大きい市となっている。

なお、平成27年10月現在、本市は過疎地域指定となっており、年齢構成でも65歳以上の高齢者が24.9%（県平均19.6%）を占め、高齢化が進んでいる。

### (2) 交通

本市と沖縄本島及び本土との人的・物的輸送は、救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点に指定されている宮古空港及び平良港が担っている。平成31年3月に「みやこ下地島空港ターミナル」が供用開始され、国内外からの観光客が大幅に増加している。

平良地域は、宮古島における商工都市としての発展を背景に、人口の市街地集中化が進み、自動車交通の激増による市街地への車両の大量流入が著しい。道路は、主要地方道平良城辺線（平良袖山入口～郡農協前）、一般県道平良新里線（平良～袖山入口）、一般県道高野西里線（平良港～平良、郡農協前～空港）が、県の第1次緊急輸送道路となっている。

また、それ以外の地域は、平良市街地中心部を起点に主要地方道平良城辺線、保良西里線、一般県道平良新里線が走っている。

伊良部島、池間島、来間島はそれぞれ宮古島本島と橋で繋がっており、下地島は伊良部島と橋で繋がっている。

市道は、総延長999,302mで特に市街地は幅員が狭隘で歩道設置が進まず、ラッシュ時における交通渋滞が深刻さを増している。

### (3) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、航空自衛隊の「航空自衛隊第53警戒隊宮古島分屯基地」が、島のほぼ中央標高108mの野原岳の尾根沿いに展開している。

また、平成31年、上野野原地区に陸上自衛隊宮古警備隊が新たに配備されている。

## 第4節 災害の想定

本計画は、本市の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771年八重山地震津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、市内全域で可能な限り対策を講ずる必要がある。

### 1 風水害

#### (1) 台風

##### ア 第2宮古島台風（昭和41年台風第18号 コラ）

襲来年月日	昭和41年9月5日
最大風速	60.8m/s（宮古島）
最大瞬間風速	85.3m/s（宮古島）
降水量	297.4mm（宮古島、3～6日）
負傷者	41名
住宅全半壊	7,765戸

##### イ 平成15年台風第14号 マエミー

襲来年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s（宮古島）
最大瞬間風速	74.1m/s（宮古島）
降水量	470.0mm（宮古島、9～12日）
死傷者	94名（うち死者1名）
住宅全半壊	102棟（うち全壊19棟）

#### (2) 高潮（被害想定）

県は、本県に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧870hPa）を想定して、波浪と高潮浸水予測図を公表している。調査は平成18年度に本島沿岸域、平成19年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、本市に係る予測結果の概要は次のとおりである。

#### 高潮被害想定概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
宮古・八重山諸島	① 宮古島の真上を北上 ② 宮古島の西側を北上 ③ 石垣島と西表島の間を北上 ④ 西表島の西側を北上 ⑤ 宮古・八重山諸島の南側を西進	海岸に沿う低地で、大きく浸水が広がる。

参考資料1-1 重要水防区域内・外の危険予想区域の現況

#### (3) 土砂災害（危険箇所・区域等）

本市にはがけ崩れ、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所は次のとおりである。これらの危険箇所・区域は表層崩壊を想定している。

市内の土砂災害危険箇所・区域一覧

種別	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合計
土砂災害危険箇所 (国土交通省、平成14年度)	2	0	2	4
急傾斜地崩壊危険区域 (国土交通省)	1	—	—	1
土砂災害警戒区域 (国土交通省、平成30年度)	9	0	2	11
山地災害危険地区 (林野庁、平成19年度)	2	0	1	3
農地地すべり危険区域 (農林水産省)	—	—	—	3

参考資料1-2 土砂災害危険箇所の現況

参考資料1-3 山地荒廃の現況(山地災害危険地区一覧)

2 地震及び津波

(1) 地震及び津波の被害想定

地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」(平成25年度)に基づき、本市に係る被害予測の概要を以下にまとめる。

ア 想定地震

県が想定した陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある25地震のうち、本地域に比較的大きな被害が予測されたものを以下に示す。

なお、最大震度は、内陸型地震である宮古島断層による地震で震度7、海溝型地震である八重山諸島南方沖地震3連動で震度6強、宮古島スラブ内で発生する地震では震度6強と予測される。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	タイプ	マグニチュード	ゆれ等の特徴(予測最大震度)	備考
宮古島断層による地震	内陸型	7.3	宮古島において震度が大きい(7)	前回調査(平成21年度)より
八重山諸島南方沖地震3連動	海溝型	9.0	先島諸島広域において震度が大きい(6強)	平成23・24年度津波被害想定調査より
宮古島スラブ内地震		7.8	宮古島全域、伊良部島において震度が大きい(6強)	平成25年度に新規設定

イ 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度(地震動)、液状化危険度、建物被害(揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災)、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、市民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の12時、冬の18時の3シーンとしている。

ウ 予測結果の概要

津波被害のある海溝型地震である、八重山諸島南方沖地震3連動、津波被害のない想定である、宮古島断層地震、宮古島スラブ内地震を想定した場合の市域における被害量は、以下のとおりである。

(7) 八重山諸島南方沖地震3連動

宮古島の南東部で震度6弱が想定されるほか、その他の市域の大部分で震度5強が

第1部 総則 第1章 総則

想定される。

液状化については、宮古島、下地島、池間島の一部に液状化の危険度が極めて高い地区が見られる。

建物被害は、宮古島市で全壊約1,140棟、半壊約1,920棟の被害発生が予想される。

火災は、7件の炎上出火が想定され、42棟が焼失すると想定される。

人的被害は、宮古島市で死者約370名、重傷者約1,200名、軽傷者約2,490名、避難者約4,800名と想定される。

(イ) 宮古島断層地震

震源に近い宮古島の一部地域で震度7が想定されるほか、その他の市域の大部分で震度6弱～6強が想定される。

液状化については、宮古島、下地島、池間島の一部に液状化の危険度が極めて高い地区が見られる。

建物被害は、宮古島市で全壊が約2,650棟、半壊が約4,070棟と想定される。

火災は、12件の炎上出火が想定され、9棟が焼失するが、市街地延焼には至らないと想定される。

人的被害は、宮古島市で死者約30名、重傷者約260名、軽傷者約920名、避難者約3,500名と想定される。

(ウ) 宮古島スラブ内地震

宮古島で震度6強が想定されるほか、その他の市域の大部分で震度6弱が想定される。

液状化については、宮古島、下地島、池間島の一部に液状化の危険度が極めて高い地区が見られる。

建物被害は、宮古島市で全壊約1,960棟、半壊約3,820棟の被害発生が予想される。

火災は、7棟が焼失すると想定される。

人的被害は、宮古島市で死者約20名、重傷者約190名、軽傷者約820名、避難者約2,800名と想定される。

参考資料5-1 気象庁震度階級関連解説表

市域における地震・津波被害量予測一覧

被害想定項目				想定地震			
				八重山諸島 南方沖地震 3連動	宮古島断層 地震	宮古島スラブ 内地震	
建物被害 棟数	地震動・ 液状化	全壊	(棟)	296	2,639	1,952	
		半壊	(棟)	1,186	4,072	3,819	
	津波	全壊	(棟)	845	-	-	
		半壊	(棟)	731	-	-	
出火・延焼 被害	出火件数		(件)	7	12	-	
	焼失棟数		(棟)	42	9	7	
人的被害	建物被害 ・ 火災等	死者数		(人)	2	26	18
		負傷 者数	重傷	(人)	31	263	194
			軽傷	(人)	235	922	824
		避難者数		(人)	4,812	3,461	2,767
	津波	死者数		(人)	369	-	-
		負傷 者数	重傷	(人)	1,168	-	-
軽傷			(人)	2,259	-	-	
ライフライン	断水人口		(人)	1,737	33,652	18,258	
	停電戸数		(戸)	3,632	7,081	5,849	
	電話支障		(回線)	3,331	4,711	3,897	

## 第 1 部 総則 第 1 章 総則

注) 八重山諸島南方沖地震 3 連動における津波の想定は、平成 23・24 年度津波被害想定調査によるものである。

注) 宮古島断層地震、宮古島スラブ内地震は、津波による被害想定を実施していない。

出典：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）沖縄県

### (エ) 市町村一律の直下型地震について

(1)の想定地震は、本市において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード 6.9 程度の直下型地震が起こりうる。

そこで、県では県内市町村の地震防災マップの作成等、全市町村の地震対策の基礎資料となるように、県下各市町村の直下でマグニチュード 6.9 の地震を想定し、(2)の予測項目・条件について予測している。

### (2) 津波の浸水想定

#### ア 津波浸水想定

本市の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を以下にまとめる。

#### (ア) 切迫性の高い津波

県では、これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）津波浸水想定モデル一覧  
（宮古・八重山諸島沿岸域）

	波源位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	宮古島東方沖（C04W）	80km	40km	4m	7.8
②	宮古島南東沖（D06N）	80km	40km	4m	7.8
③	宮古島西方沖（C05E）	80km	40km	4m	7.8
④	石垣島東方沖 1（C06W）	80km	40km	4m	7.8
⑤	石垣島東方沖 2（NM11）	60km	30km	20m	7.8
⑥	石垣島南方沖（IM00）	40km	20km	20m	7.7
		15km	10km	90m	(※2)
⑦	石垣島北西沖（A03N）	80km	40km	4m	7.8
⑧	与那国島北方沖（A01N）	80km	40km	4m	7.8
⑨	与那国島南方沖（GYAK）	100km	50km	5m	7.9

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

次ページに、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、以下のとおりである。

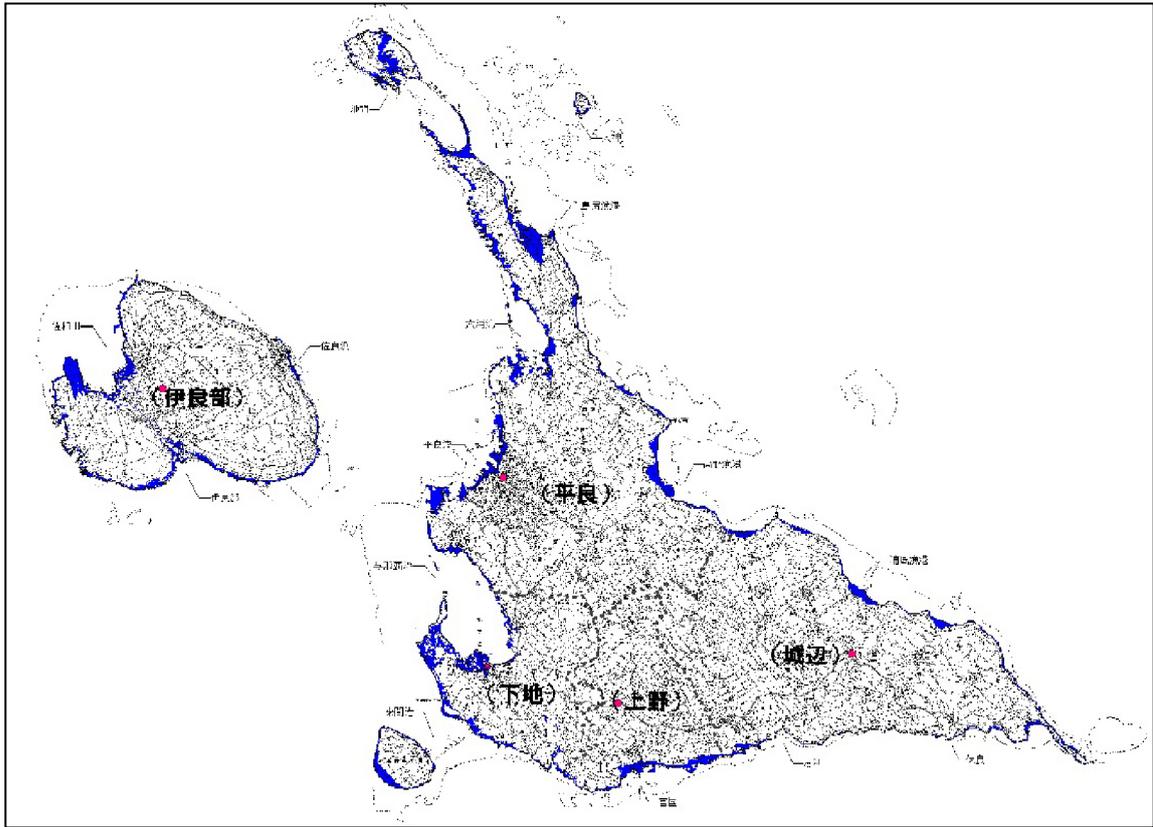
「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位

「影響開始時間」：沿岸の沖合の水位が、地震発生時から 50cm 上昇するまでの時間

「津波到達時間」：津波第 1 波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間

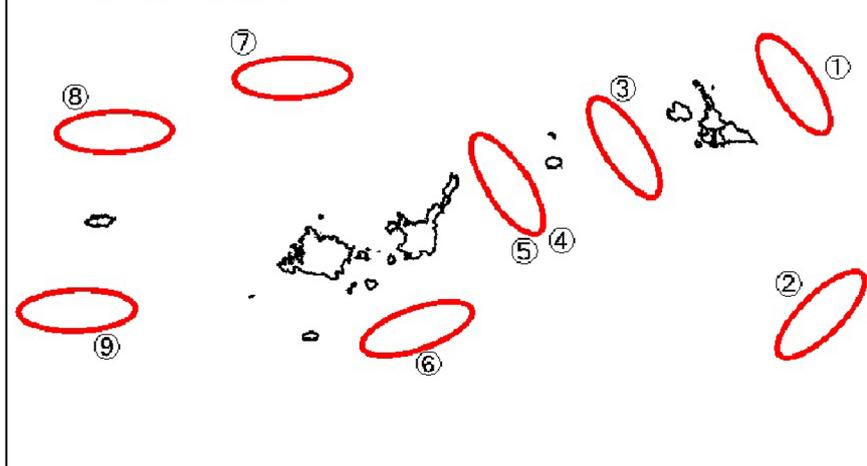
「最大遡上高」：津波が到達する最も高い標高

切迫性の高い津波浸水想定結果(宮古・八重山諸島沿岸域)



市町村名	島名	代表地点	沿岸 の 最大 水位 (m)	最大 遡上 高 (m)	影響 開始 時間 (分)	津波 到達 時間 (分)	最大遡上高(m)			
							5m	10m	20m	30m
宮古島市(平良)	宮古島	高野漁港	8.1	11.0	4	24	■	■		
		島尻漁港	7.1	10.2	3	24	■	■		
	大神島	5.6	6.9	5	26	■				
	池間島	4.1	9.3	4	23	■	■			
	宮古島	大浦湾	4.0	8.6	6	20	■	■		
宮古島市(下地)	宮古島	平良港	6.1	9.1	15	24	■	■		
		与那覇湾	5.5	7.9	15	29	■			
宮古島市(上野)	宮古島	来間港	5.4	9.7	13	21	■	■		
宮古島市(城辺)	宮古島	宮国	4.2	9.2	5	15	■	■		
		友利	7.5	11.8	3	13	■	■		
		保良	4.8	11.5	2	11	■	■		
宮古島市(伊良部)	伊良部島	浦底漁港	8.9	12.0	3	19	■	■		
		佐良浜	3.2	7.2	6	27	■			
		佐和田	4.5	9.3	9	26	■	■		
		伊良部	6.4	9.3	10	32	■	■		

■ 想定津波の波源域



(イ) 最大クラスの津波

県では、平成24年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。「沖縄県津波被害想定調査」（平成23・24年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成24年度）津波浸水想定モデル一覧

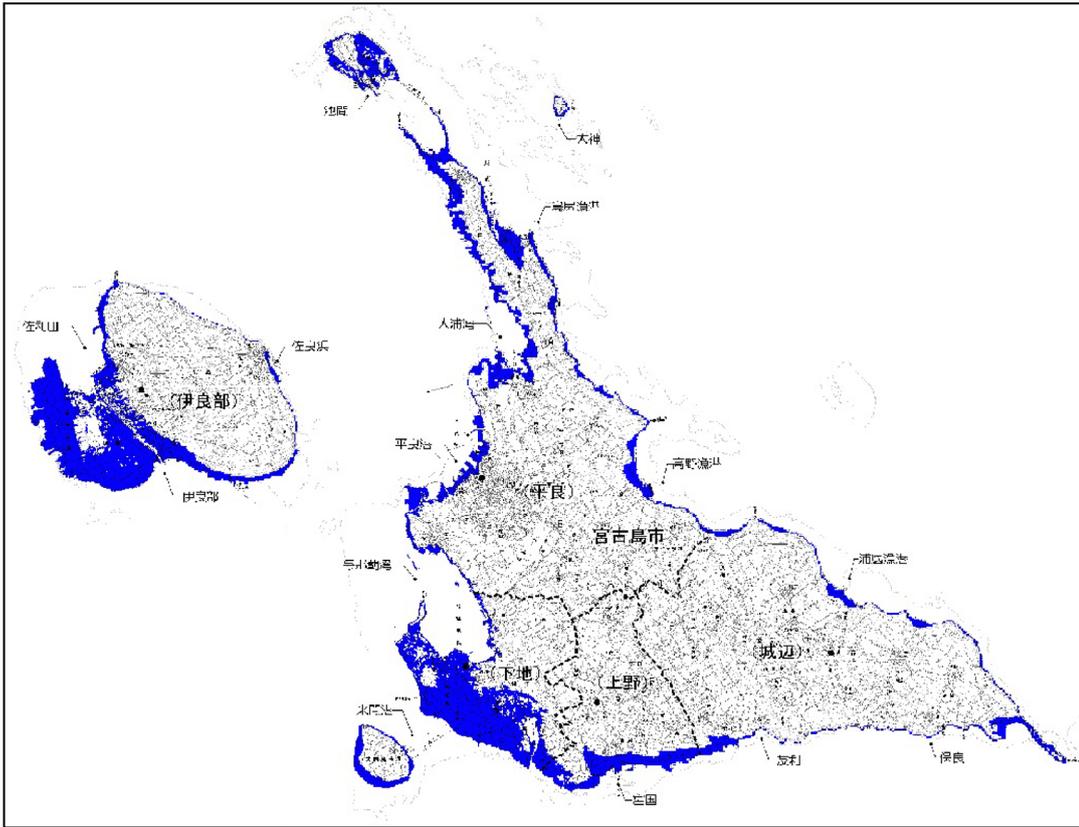
No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震 (※2)		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	(※3)
⑦	石垣島東方沖地震 (※2)		60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	3連動	沖縄本島 南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
			170km	70km	20m	
			260km	70km	20m	
⑮	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

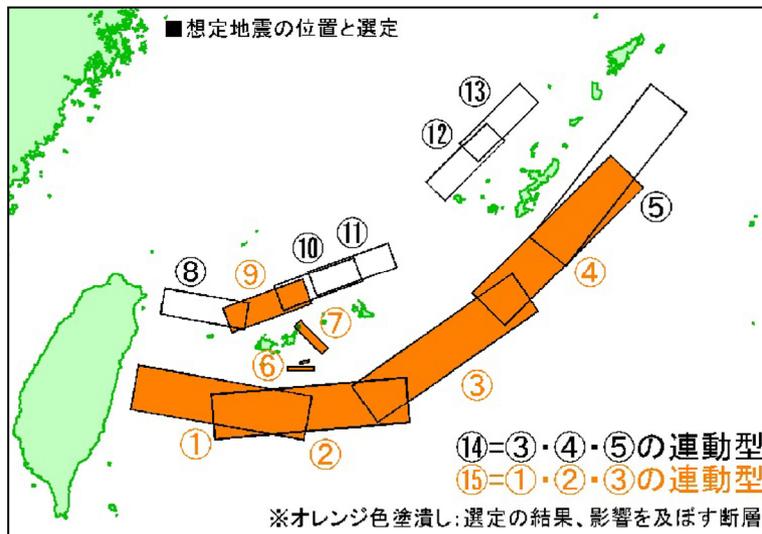
※2 ② ⑥ ⑦は、1771年八重山地震の規模を再現したものである。

※3 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

最大クラスの津波浸水想定結果(宮古・八重山諸島沿岸域)



市町村名	島名	No.	代表地点	沿岸 の 最大 水位 (m)	最大 遡上 高 (m)	影響 開始 時間 (分)	津波 到達 時間 (分)	最大遡上高(m)												
								5	10	15	20	25	30	35	40					
宮古島市(平良)	宮古島	1	島尻漁港	13.6	14.4	35	37	■												
		2	高野漁港	19.5	21.6	30	35	■												
宮古島市(城辺)		3	浦底漁港	19.6	18.2	25	28	■												
		4	保良	23.2	23.6	15	17	■												
宮古島市(上野)		5	友利	22.7	26.0	15	17	■												
宮古島市(下地)		6	宮国	20.9	25.7	16	20	■												
		7	与那覇湾	8.6	9.7	27	32	■												
宮古島市(平良)		8	平良港	11	12.6	28	38	■												
		9	大浦湾	10.6	13.1	27	44	■												
宮古島市(伊良部)		10	池間	18.8	16.8	34	35	■												
		11	大神	15	16.6	34	36	■												
宮古島市(伊良部)		12	佐良浜	10.2	11.0	34	38	■												
		13	伊良部	24.3	23.4	22	31	■												
		14	佐和田	13.2	14.9	21	33	■												



第1部 総則 第1章 総則

(ウ) 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

県では、平成24年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定したものである。想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成26年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震 (※4)		100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震 (※2)		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	(※3)
⑨	石垣島東方沖地震 (※2)		60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑯	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

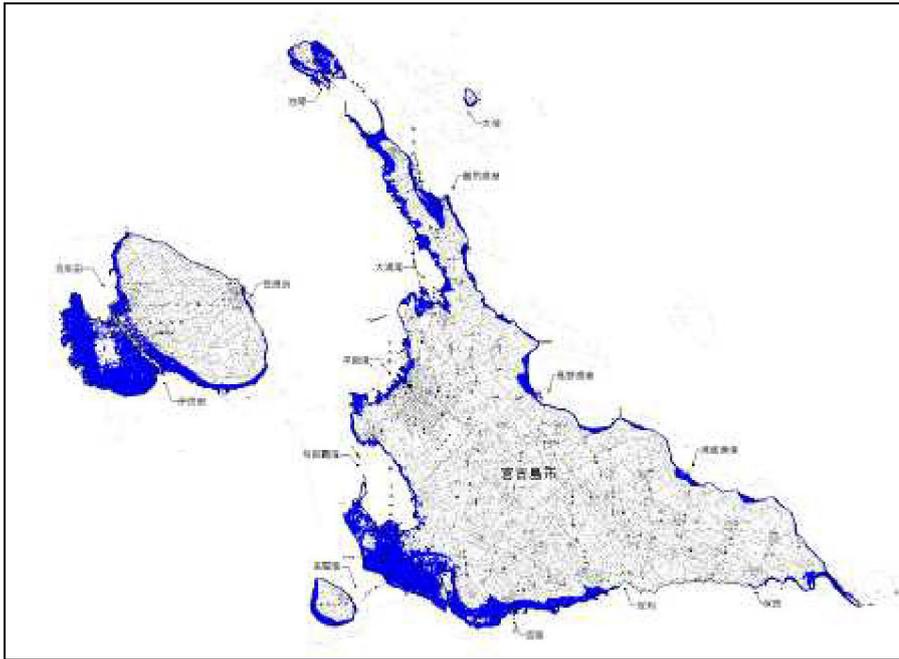
※2 1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3 地すべりを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

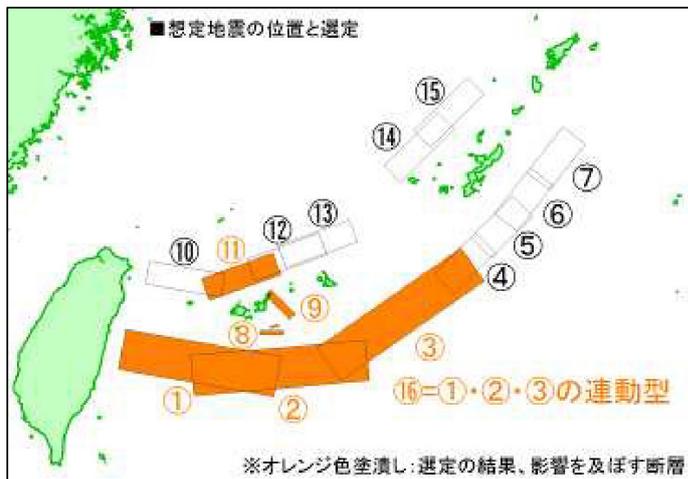
※4 1791年の地震の再現モデルである。

次ページに、最大クラスの津波浸水想定結果を示す。

最大クラスの津波浸水想定結果(宮古・八重山諸島沿岸域)  
(津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定)



市町村名	島名	No.	代表地点	最大 遡上 高 (m)	影響 開始 時間 ±20 cm (分)	影響 開始 時間 +50 cm (分)	津波 到達 時間 (分)	最大遡上高(m)										
								5	10	15	20	25	30	35	40			
宮古島市(平良)	宮古島	1	島尻漁港	18.0	24	34	36	■										
		2	高野漁港	26.5	20	30	35	■	■									
宮古島市(城辺)		3	浦底漁港	21.9	15	24	28	■	■									
		4	保良	24.7	4	14	17	■	■									
宮古島市(上野)		5	友利	28.3	4	14	16	■	■	■								
宮古島市(下地)		6	宮国	26.5	5	15	19	■	■	■								
		7	与那覇湾	9.8	21	25	32	■										
宮古島市(平良)		8	平良港	12.5	18	23	38	■										
		9	大浦湾	14.1	17	41	44	■										
		池間島	10	池間	17.3	12	34	35	■	■								
大神島			11	大神	17.7	24	34	37	■	■								
		宮古島市(伊良部)	12	佐良浜	13.4	15	34	38	■									
伊良部島			13	伊良部	25.9	10	24	31	■	■	■							
			14	佐和田	15.3	9	22	33	■	■								
宮古島市(下地)		来間島	15	来間港	20.0	12	17	22	■	■								



(3) 津波災害警戒区域

本市には、津波災害警戒区域が指定されている。

指定された区域は、前ページの津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定による最大クラスの津波浸水想定区域である。

## 第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市の地域を管轄する指定地方行政機関、沖縄県、宮古島市、指定公共機関、指定地方公共機関、市内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

### 1 宮古島市

- (1) 市防災会議及び災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時における保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 災害廃棄物の処理
- (11) 被災施設の災害復旧
- (12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (13) 地域の防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者が実施する応急対策等の調整
- (14) 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
- (15) 防災に関する調査研究
- (16) 防災まちづくり事業の推進
- (17) 住民等への災害時の広報及び災害相談の実施
- (18) 災害対策に関する近隣市町村間の相互応援協力
- (19) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

### 2 沖縄県（宮古事務所、宮古福祉事務所、宮古保健所、県立宮古病院、宮古土木事務所、下地島空港管理事務所、宮古農林水産振興センター、農業研究センター宮古島支所）

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 消防、水防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務
- (11) 被災施設の災害復旧
- (12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等対策
- (13) 市が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
- (14) 市内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び市外からの応援等の調整
- (15) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

### 3 沖縄県立宮古病院（沖縄県災害拠点病院）

- (1) 災害時における医療、助産、看護活動の実施

(2) 被災者の応急対策

**4 沖縄県警察（宮古島警察署）**

- (1) 災害警備計画
- (2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導
- (4) 交通規制・交通管制
- (5) 死体の見分・検視
- (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持

**5 沖縄県（宮古保健所）**

- (1) 災害時における管内保健衛生対策及び指導

**6 自衛隊**

- (1) 災害派遣の準備
  - ア 災害に関する情報の収集
  - イ 災害派遣に関する計画の整備
  - ウ 災害派遣に関する準備の実施
  - エ 災害即応体制の維持向上
  - オ 防災訓練への参加
- (2) 災害派遣の実施
  - ア 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施
  - イ 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

**7 指定地方行政機関**

- (1) 沖縄気象台（宮古島地方気象台）
  - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
  - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
  - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
  - エ 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
  - オ 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及・啓発に努める。
- (2) 第十一管区海上保安本部（宮古島海上保安部）
  - ア 警報等の伝達に関すること。
  - イ 情報の収集に関すること。
  - ウ 海難救助等に関すること。
  - エ 緊急輸送に関すること。
  - オ 物資の無償貸与又は譲与に関すること。
  - カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
  - キ 流出油等の防除に関すること。
  - ク 海上交通安全の確保に関すること。
  - ケ 警戒区域の設定に関すること。
  - コ 治安の維持に関すること。
  - サ 危険物の保安措置に関すること。
- (3) 沖縄総合事務局開発建設部（平良港湾事務所）
  - ア 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策
  - イ 非常災害が発生した場合に港湾管理者から要請のあった港湾施設の管理

- (4) 沖縄総合事務局運輸部（宮古運輸事務所）
  - ア 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び車両、船舶等の安全対策
  - イ 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
  - ウ 災害時における輸送関係機関との連絡調整
- (5) 沖縄総合事務局財務部（宮古財務出張所）
  - ア 地方公共団体に対する災害融資
  - イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
  - ウ 公共土木等被災施設の査定の立会
  - エ 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む。）の査定
- (6) 沖縄総合事務局農林水産部（宮古島農林水産センター、土地改良総合事務所宮古支所、宮古伊良部農業水利事業所）
  - ア 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
  - イ 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
  - ウ 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
  - エ 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

## 8 指定公共機関

- (1) 日本赤十字社沖縄県支部
  - ア 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力
  - イ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整
  - ウ 義援金品の募集及び配分の協力
  - エ 災害時における血液製剤の供給
- (2) 沖縄電力(株)離島カンパニー宮古支店
  - ア 電力施設の整備及び防災管理
  - イ 災害時における電力供給確保
- (3) 日本放送協会沖縄放送局
  - ア 気象警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (4) NTT西日本(株)沖縄支店、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンクテレコム(株)
  - ア 電信電話施設の保全と重要通信の確保
- (5) (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)
  - ア 移動通信施設の保全と重要通信の確保
- (6) 日本郵便(株)沖縄支社宮古島支店
  - ア 災害時における郵政事業運営の確保
  - イ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱
  - ウ 災害時における窓口業務の確保

## 9 指定地方公共機関

- (1) (一社)沖縄県医師会宮古地区医師会
  - ア 災害時における医療及び助産の実施
- (2) (公社)沖縄県看護協会
  - ア 災害時における医療及び看護活動（助産を含む。）への協力
- (3) (一社)沖縄県バス協会
  - ア 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整
  - イ 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
- (4) 琉球海運(株)（宮古支店）
  - ア 災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保

- (5) 日本トランスオーシャン航空(株) (宮古営業所)
  - ア 災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保
- (6) (一社)沖縄県高圧ガス保安協会 (宮古支部)
  - ア 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備に係る復旧支援
- (7) (一社)沖縄県婦人連合会 (宮古地区婦人連合会)
  - ア 災害時における女性の福祉の増進
- (8) 沖縄セルラー電話(株)
  - ア 電気通信の疎通の確保と重要通信の確保
- (9) (一社)沖縄県薬剤師会 (宮古地区薬剤師会)
  - ア 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力
- (10) (社福)沖縄県社会福祉協議会
  - ア 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市災害ボランティアセンターの支援
  - イ 生活福祉資金の貸付
  - ウ 社会福祉施設との連絡調整
- (11) (一財)沖縄観光コンベンションビューロー
  - ア 観光危機への対応
  - イ 観光・宿泊客の安全の確保
- (12) (公社)沖縄県トラック協会 (宮古支部)
  - ア 災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力

#### 10 公共団体（機関）その他防災上重要な施設の管理者

- (1) 市社会福祉協議会
  - ア 市が行う防災及び応急対策への協力
  - イ 被災者の救護活動の展開
- (2) J A 宮古支店、宮古島漁業協同組合、伊良部漁業協同組合、池間漁業協同組合
  - ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
  - イ 農作物及び漁業災害応急対策の指導
  - ウ 農漁業生産資材及び生活資材の確保・あっせん
  - エ 被災農漁家に対する融資のあっせん
  - オ 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力
- (3) 宮古島商工会議所、宮古島市伊良部商工会
  - ア 市が行う防災及び応急対策への協力
  - イ 救助用物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力
  - ウ 被災者の生活資材の確保についての協力
  - エ 災害時における物価安定についての協力
- (4) (公財)沖縄県国際交流・人材育成財団
  - ア 外国人に関する情報提供等の協力
- (5) 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合
  - ア 観光・宿泊客の安全の確保
- (6) (一社)沖縄県歯科医師会
  - ア 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力
- (7) (公社)沖縄県獣医師会
  - ア 災害時の動物の医療保護活動
- (8) (一社)沖縄県建設業協会
  - ア 災害時の重機等による救援活動の協力
  - イ 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力

- (9) 沖縄県土地改良事業団体連合会
  - ア 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理
  - イ 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧
- (10) 沖縄県農業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄県森林組合連合会
  - ア 農林漁業関係者の安全の確保
  - イ 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力
  - ウ 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力
  - エ 農林漁業の災害応急・復旧対策
  - オ 被災農林漁業者の再建支援
- (11) 沖縄県商工会連合会
  - ア 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
  - イ 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること。
  - ウ 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- (12) (一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会
  - ア 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力
- (13) (公財)沖縄県交通安全協会連合会
  - ア 避難者の誘導及び救出救護の協力
  - イ 被災地及び避難場所の警戒
  - ウ 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力
- (14) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合
  - ア 石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給
- (15) (一社)沖縄県産業廃棄物協会
  - ア 災害廃棄物処理についての協力
- (16) (公社)沖縄県環境整備協会
  - ア 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関すること。
- (17) 上下水道指定工事店
  - ア 災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力
- (18) 危険物等取扱事業者
  - ア 危険物の保安及び周辺住民の安全確保
  - イ 災害時における石油等の供給
- (19) 社会福祉施設管理者
  - ア 入所者及び通所者の安全の確保
- (20) 病院管理者
  - ア 入院患者及び通院患者の安全の確保
  - イ 被災傷病者の救護
- (21) 学校法人
  - ア 児童及び生徒等の安全の確保
  - イ 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策
- (22) 金融機関
  - ア 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置

## 第6節 市民及び事業者等の責務等

---

大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関は、その総力を結集して災害応急対策を実施するが、その対応能力には限界がある。

従って、災害対策基本法第7条「住民の責務」に基づき、以下に示すように市民及び事業者等は、積極的に災害防止に努めるものとする。

### 1 市民

- (1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (3) 飲料水、食料及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検
- (4) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
- (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (6) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- (7) 災害廃棄物の分別
- (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動

### 2 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
- (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の避難所の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

### 3 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) 災害時の事業継続、国、県、市の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。）
- (11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

## 第2章 基本方針

### 第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

#### 1 想定の方考え方

##### (1) 想定災害

###### ア 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、「第1章 第4節 災害の想定 2 地震及び津波 (1) 地震及び津波の被害想定」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的知見等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や明和8年(1771年)八重山地震による大津波などがあげられる。

なお、地震・津波の想定にあたっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

###### イ 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。土砂災害については土砂災害防止法に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機等の大規模事故も想定していく必要がある。

##### (2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直ししていく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

#### 2 防災計画の方考え方

市、県及び指定地方公共機関等は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

市、県及び指定地方公共機関等は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ア) 離島及び市役所周辺の市街地を除く集落の多くでは、人口減少、集落の衰退、地域経済力の低下等がみられる。

都市部では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

また、人口減少地域では、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援及び地場産業の活性化、コミュニティ活力維持等が必要である。

(イ) 高齢者（とりわけ独居老人）や障がい者等の要配慮者（※1）が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、要配慮者関連施設の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

(ウ) 社会経済活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本市の経済力や観光を重要な地域振興策として強化する観点からも、本市の防災体制を強化する必要がある。

(エ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(オ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

また、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用が必要である。

(カ) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

## 第1部 総則 第2章 基本方針

※1 要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

※2 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

### (3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による市の各施設、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

### (4) 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本市において発生の可能性のある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

## 第2節 防災対策の基本方針

本市は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、沖縄本島から離れ、離島が散在する地理的条件下にあって、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件を併せ持つ。そのため、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、本市の自然的特性及び社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害時の社会経済の停滞を最小限にとどめることが重要である。

防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において国、県、市、公共機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

### 1 周到かつ十分な災害予防対策

複合災害による厳しい事態の発生に対処できるように、最新の科学的知見を総動員して起こりうる災害及びそれによる被害を的確に想定し、可能な限りの備えを行う必要がある。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要がある。

さらに、住民一人ひとりが防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守るよう、住民の防災行動力の向上を促進するとともに、地域の組織や団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

その他、災害に強い地域経済を確保するため、企業や組織の事業継続、物資等の供給網の確保、相互支援の取組等を促進する。

以上を踏まえ、災害予防における基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 災害に強い島づくり・まちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、市街地開発事業等による災害に強いまちの形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全性の確保及び代替施設の整備等によるライフライン機能の確保
- (2) 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実
- (3) 市民の防災活動を促進するための防災教育等による住民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、市民の自発的な防災活動の促進、自主防災組織等の育成強化、ボランティアとの連携強化及びボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企业防災の促進、災害教訓の伝承による市民の防災活動環境の整備等
- (4) 防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用
- (5) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

### 2 迅速かつ円滑な災害応急対策

迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平常時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。

また、被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生ずる多様なニーズに適切に対応する。

以上を踏まえ、災害応急対策における基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動
- (2) 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
- (3) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- (4) 被災者の速やかな避難場所への誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活動
- (5) 被災者等への的確かつわかりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせへの対応
- (6) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給
- (7) 被災者の健康状態の把握、必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置及び廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- (8) 防犯活動等による社会秩序の維持及び物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施
- (9) 災害発生前にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフラインや交通施設等の施設・設備の応急復旧対策及び二次災害の防止
- (10) 二次災害の危険性を見極め、必要に応じ住民の避難及び応急対策の実施
- (11) ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受け入れ

### 3 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

被災地域の特性等を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進することとし、災害復旧・復興における基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興対策の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- (2) 物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧
- (3) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- (4) 災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な災害廃棄物処理
- (5) 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- (6) 被災中小企業の復興等の地域の自立的发展に向けた経済復興の支援

### 4 その他

市、県及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関の間、住民等の間及び住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

## 第3節 本市の特殊性等を考慮した重要事項

本市は、沖縄本島から離れ、離島が散在するなど、防災上不利な地理的条件があるほか、年間100万人以上の観光客が訪れる等の防災上特別な配慮が必要な社会条件を有する。さらに、本土への復帰が遅れたこと等の歴史的背景から、本土に比べて防災体制に格差があることを十分踏まえて、防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた防災計画の検討は時間を要する事項も多くある。このため、当面は、住民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、住民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

### 1 離島の条件不利性

大規模災害時には市内の空港・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがあるほか、橋梁が通行不能となった場合には各離島への同時応援の困難等も予想される。

このため、沖縄本島から本市への応援や、石垣島・本土から本市への応援が到着するまでの間を自力でのりきれぬ防災資源やネットワークを充実・強化し、市の防災体制・対策の充実・強化を図る。

- (1) 消防救急無線のデジタル化、消防指令センターの整備
- (2) 被災・非被災市町村間の応援体制の構築
- (3) 各島の浸水想定区域外への備蓄拠点・物資、ヘリポート等輸送拠点の確保
- (4) 自衛隊等によるヘリコプター輸送体制の確保
- (5) 自衛隊、海上保安庁による船艇・航空機を使用した情報収集、輸送体制の確保

### 2 本土への復帰の遅れ、市の小規模性等の条件不利性

本土への復帰の遅れ等により、県内の消防常備化率（沖縄県70.7%、全国平均98.3%）、消防団員数の人口比率（宮古島市0.31%、沖縄県平均0.12%、全国平均0.68%）及び自主防災組織カバー率（沖縄県29.9%、全国平均83.2%）等が全国最低の水準にある。

また、防災対策が遅れている現状を考慮し、以下のような防災体制・対策の充実・強化を推進する。

- (1) 消防団の拡充・強化
- (2) 自主防災組織の組織化、資機材整備等の支援
- (3) 避難計画・ハザードマップ・避難行動要支援者避難支援プラン等の作成支援、防災無線・避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備

※ 消防常備化率は全国消防便覧（総務省消防庁、平成29年12月）、消防団員数の人口比率及び自主防災組織カバー率は消防白書（平成30年版）による。なお、宮古島市の消防団員数の人口比率は、平成29年版消防防災年報による。

### 3 沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策

本市の人口密集地の大部分は海拔20m以下の沿岸部に存在するほか、津波の想定結果によると地震発生から10分程度で津波が到達する地区もある。

少なくとも、浸水想定区域外の高台や避難施設へ、津波到達時間内に避難できるように、また、津波到達時間までに避難が困難な場合は、浸水想定区域内の避難ビル等に避難できるように、以下のような津波避難対策を市内全域で対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- (1) 津波ハザードマップの整備、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施
- (2) 津波避難計画、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの

作成

- (3) 高台が少ない地域等の津波避難ビル等の確保及びがけ地の避難階段の整備
- (4) 海拔高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標識設置
- (5) 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

#### 4 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、市内の市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機が停止した場合には、市内（島内）に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、市、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、少なくとも浸水想定区域外の高台や避難施設へ、津波到達時間内に避難できるように市内全域で以下のような対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- (1) 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備
- (2) 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置
- (3) 滞留旅客の待機施設等の確保

## 第4節 防災計画の見直しと推進

### 1 防災計画の効果的推進

防災計画は、実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、市、関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

- (1) 本計画に基づき指定地方公共機関は防災業務計画を、市は地域防災計画を、それぞれ機関の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。
- (2) 本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して市内の防災に関する事項を網羅的に示しているものである。市が地域防災計画を見直すにあたっては本市の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。
- (3) 指定地方公共機関が防災業務計画を作成するにあたっては、所管する地域の特性等に十分配慮する。
- (4) 市、県及び指定地方公共機関等の防災担当部局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携または、他機関との連携を図り、以下の対策を実施する。
  - ア 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底
  - イ 計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映
- (5) 市、県及び指定地方公共機関等は、本計画、防災業務計画及び市地域防災計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。
- (6) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。
 

個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する。

また、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。
- (7) 市、県及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。
 

また、市及び県は、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。
- (8) 公共機関、公共的団体等は、本計画に示す措置、施策及び事業等について、それぞれの実情等に応じ実施するよう努める。
- (9) 本計画は、本市の防災に関する総合的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。
 

市防災会議は、本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。
- (10) 防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。
- (11) 地区防災計画
  - ア 市防災計画は、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援そ

の他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）について定めることができる。

イ 地区居住者等は、共同して、市防災会議に対し、市防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

ウ 市防災会議は、遅滞なく、イの提案を踏まえて市防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

## 2 防災計画の整合性の確保

### (1) 防災計画間の整合

市は、県、指定地方公共機関の防災計画間の必要な調整を行い、本計画その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。

また、その他の計画（総合計画、マスタープラン等）についても、防災の観点から必要なチェックを行うものとする。

### (2) 防災関係法令との整合

防災計画には、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律その他の防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づけることとする。